

介護保険室職員派遣公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本件は、各区保健福祉センター高齢障害支援課に設置している介護保険室において、派遣職員を活用し申請受付等を行うことで、市民サービスの向上を図るものであり、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした企画提案を広く求め、本市のより効果的な介護保険室運営に貢献することができる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

本要項は、介護保険室職員派遣契約に係る優先交渉者を、公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

介護保険室職員派遣

(2) 業務概要

別添「仕様書（案）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

各区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室

(5) 契約上限額

163,052,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。

また、契約期間内各年度の上限額は内訳のとおりとする。各年度の上限額の範囲内となるよう見積もること。

[内訳] 令和7年度 37,015,000円

令和8年度 62,784,000円

令和9年度 63,253,000円

(6) 支払条件

別添「基本契約書（案）」のとおり

3 プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種（中分類）名称：労働者派遣事業）に登録されていること。

(2) 労働者派遣事業の事業許可を得ていること。

(3) 令和2年度から令和6年度までの間に窓口業務等職員派遣の履行実績があること。

(4) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証取得その他個人情報保護に関する認証の取得がなされていること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のい

ずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

4 参加手続き

(1) スケジュール（予定）

ア	募集要項の公表	令和7年 4月 7日（月）
イ	質問受付期限	4月14日（月）
ウ	質問回答ホームページ掲載	4月16日（水）までの間に随時掲載
エ	参加申込期限	4月21日（月）
オ	参加資格確認結果通知	4月25日（金）
カ	企画提案書の提出期限	5月 8日（木）
キ	事前審査結果通知	5月中旬
ク	プレゼンテーション・選考委員会開催	5月下旬
ケ	選考結果通知	5月下旬
コ	契約締結	5月下旬

(2) プロポーザルに関する質問

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本実施要項、仕様書の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月14日（月）17時まで

イ 質問方法

質問書（様式第1号）に記載し、電子メールで送信すること。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は受付けない。電子メールの件名は、「介護保険室職員派遣企画提案質問書（法人名）」とすること。なお、公募に関する必要項目についてのみ質問を受理するものとする。

ウ 回答方法

受付した質問に対する回答は、電子メールにて質問者へ送信する。また、受付した質問及び回

答は、随時、ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を郵送又は持参により提出すること。

ア 提出書類

(ア)	企画提案参加申込書（様式第2号）
(イ)	誓約書兼同意書（様式第3号）
(ウ)	同種業務の履行実績を証明する書類（契約書の写し、概要等の実績がわかるもの）
(エ)	プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証取得その他個人情報の保護に関する認証を受けていることが分かる書類
(オ)	労働者派遣事業の事業許可を受けていることが分かる書類

イ 提出期限

令和7年4月21日（月）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所9階 介護保険管理課

エ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、令和7年4月25日（金）までに、参加の可否について通知する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知により参加可能の通知を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書の提出について（様式第4号）

(イ) 企画提案書9部（正本1部、副本8部）

※副本は、企画提案書等の内容から、応募者の社名等が判別・特定できないよう必要な措置を講ずること。

(ウ) 企画提案書の電子データ（CD-ROM等）

(エ) 参考見積書及び経費内訳書

イ 企画提案書の内容

各項目について、別添「介護保険室職員派遣プロポーザル審査基準」を参照のうえ、記載すること。なお、ページ数の上限を12ページとする。（表紙・目次は含まず）

(ア) 実施方針

(イ) 事業実績

(ウ) 業務準備計画

(エ) 支援体制

(オ) リスク管理

(カ) その他提案事項

ウ 提出期限

令和7年5月8日(木) 17時まで(土、日及び休日を除く9時から17時まで)

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

エ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所9階 介護保険管理課

(5) 事前審査

参加資格の確認の結果、資格要件を満たすものが6者以上の場合に、提出された企画提案書の内容により事前審査を実施し、結果を5月中旬に通知する。

なお、資格要件を満たすものが5者以下の場合は、事前審査を行うことなく全てのものをプレゼンテーション審査の対象とし、事前審査の通知は行わない。

(6) プレゼンテーション

次の日程にて、企画提案者の事業選考プレゼンテーションを実施する。

ア 日時

令和7年5月下旬実施予定

※詳細な日時は後日通知する。

イ 場所

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所内会議室

※詳細な場所は後日通知する。

ウ 内容

(ア) 企画提案の内容について、プレゼンテーションを実施する。

(イ) 各社プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度とする。

(ウ) 資料は提出した企画提案書一式のみを使用することとし、当日の追加資料の配付は認めない。

※パソコンとプロジェクターは本市が準備する。

※パソコンとプロジェクターを使用する場合は、前日15時までに企画提案書に係る電子データ(PowerPoint形式又はPDF形式)を提出すること。

【送り先】千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

E-mail: kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

(エ) 千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定により、非公開で行う。

エ 発表者

プレゼンテーションに参加できる人数は、各企画提案者2名までとする。

5 事業者選定

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、介護保険室職員派遣企画提案選定委員会において、各企画提案者から提出された企画提案書の書面審査、プレゼンテーション及び質疑応答により徴取した企画提案内容をもとに、次の(2)に掲げる審査基準に基づき審査を行い、委員長及び委員による採点の合計点数が最も高い者を優先交渉者として選定する。

その際、採点合計点数が最も高い者が複数あった場合は、見積額の低い者を優先交渉者とする。

また、見積額も同額であった場合は、委員長の採点が高い者を優先交渉者とする。さらに、委員長の採点も同点であった場合は、抽選の上、優先交渉者を決定する。

なお、最低評価基準点は60点とし、参加の申込が1者のみであった場合においても、60点を事業者選定の目安とする。

(2) 審査基準

選定に係る審査項目及び配点等は、別添「介護保険室職員派遣プロポーザル審査基準」のとおりとする。

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 委託料が本募集要項2（5）に記載する委託金額を超過した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合

オ 審査の公平を害する行為等があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

ア 通知日

令和7年5月中

イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、本市ホームページで公表する。

なお、選考結果に関する質問は受け付けない。

6 契約

(1) 契約の締結

ア 審査により選定された優先交渉者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、本市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に本市の承諾を得ること。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、本市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式については、返却しない。
- (3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、委託事業者選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

8 問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階

電話：043（245）5064

E-メール：kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：経理班 西嶋